

公 告 第 1 5 8 号
令和 3 年 2 月 1 日

被 保 険 者 各 位

三越伊勢丹健康保険組合
理 事 長 西 山 茂
(公 印 省 略)

標 準 報 酬 月 額 の 決 定 に つ い て

健康保険法第 3 7 条（任意継続被保険者）に適用する令和 2 年 9 月 3 0 日現在の
平均標準報酬月額は、2 8 2 , 5 4 3 円と決定しましたので標準報酬月額を下記のと
おり公告します。

記

標 準 報 酬 月 額	2 8 0 , 0 0 0 円
-------------	-----------------

以上